

株式売渡請求に関する事後開示事項

(会社法第 179 条の 10 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 8 に定める事後開示書類)

2022 年 3 月 1 日

トッパン・フォームズ株式会社

2022年3月1日

東京都港区東新橋一丁目7番3号
トッパン・フォームズ株式会社
代表取締役社長 坂田 甲一

株式売渡請求に関する事後開示事項

(会社法第179条の10第1項及び会社法施行規則第33条の8に定める事後開示書類)

当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条第1項に規定する当社の特別支配株主である凸版印刷株式会社（以下「凸版印刷」といいます。）から、2022年1月12日付で、同法第179条第1項に基づき、当社の株主の全員（ただし、凸版印刷及び当社を除きます。以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その所有する当社の普通株式（以下「当社株式」といい、本売渡株主が所有する当社株式を、以下「本売渡株式」といいます。）の全部を凸版印刷に売り渡すことの請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）に係る同法第179条の3第1項に基づく通知を受領し、2022年1月12日、会社法第370条による決議（取締役会の決議に代わる書面決議）によって、本株式売渡請求を承認することを決議いたしました結果、2022年3月1日をもって、凸版印刷が本売渡株式の全てを取得いたしました。

本株式売渡請求に関する会社法第179条の10第1項及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第33条の8に掲げる事項は以下のとおりです。

1. 特別支配株主が売渡株式等の全部を取得した日（以下「取得日」といいます。）（会社法施行規則第33条の8第1号）

2022年3月1日

2. 会社法第179条の7第1項又は第2項の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第33条の8第2号）

取得日までに、会社法第179条の7第1項の規定による請求はなされておられません。当社は、新株予約権を発行していないため、会社法第179条の7第2項の規定による請求については、該当事項がありません。

3. 会社法第 179 条の 8 の規定による手続の経過（会社法施行規則第 33 条の 8 第 3 号）

取得日の 20 日前から前日までの間に、会社法第 179 条の 8 第 1 項の規定に基づき、その所有する本売渡株式の売買価格の決定の申立てを行った本売渡株主は認識しておりません。

4. 株式売渡請求により特別支配株主が取得した売渡株式等の数（会社法施行規則第 33 条の 8 第 4 号）

当社株式 4, 013, 515 株

5. 新株予約権売渡請求により特別支配株主が取得した売渡新株予約権の数（会社法施行規則第 33 条の 8 第 5 号）

該当事項はありません。

6. 売渡新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、当該新株予約権付社債についての各社債の金額の合計額（会社法施行規則第 33 条の 8 第 6 号）

該当事項はありません。

7. その他株式売渡請求に係る売渡株式等の取得に関する重要な事項（会社法施行規則第 33 条の 8 第 7 号）

本売渡株式の対価（以下「本売渡対価」といいます。）は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の当社の最終の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。ただし、当該方法により本売渡対価の交付ができなかった本売渡株主については、当社の本社所在地にて、当社が指定した方法により（本売渡対価の交付について凸版印刷が指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）本売渡対価が交付されるものとします。